

# 放射線治療品質管理士制度細則

## 第 1 条 資格

### A. 資格申請

以下の 1. と 2. を満たしている者に申請資格を与える。

1. 放射線治療の実務経験 2 年以上の者\*で、且つ治療品質管理\*に 1 年以上従事した者

2. 下記のいずれかの資格を持つ者

(1) 日本医学物理士認定機構の「医学物理士」

(2) 放射線治療専門放射線技師認定機構の「放射線治療専門放射線技師」

\* 治療品質管理とは「放射線治療専品質管理士制度」の第 2 条「任務」に記載されている業務である。

### B. 資格授与

「放射線治療品質管理機構」により資格を授与する。「放射線治療品質管理機構」では放射線治療品質管理士の資格申請受理後、資格審査を行う。資格審査により申請資格を満たすと判定された者に対して、所定の講習と試験を行った上、適格者に資格の授与を行う。(但し平成 16 年度は、試験は行わず講習のみとする)

### C. 資格申請書類

1. 放射線治療品質管理士申請書

2. 略歴、個人票

3. 品質管理に 1 年以上従事したことを証明する書類 (施設長の証明が必要)

4. 治療関連の業務に 2 年以上従事したことを証明する書類 (施設長の証明が必要)

5. 以下の (1), (2) の資格を証明するもの

(1) 医学物理士認定機構の「医学物理士」の認定証のコピー

(2) 放射線治療専門放射線技師認定機構の「放射線治療専門放射線技師」の認定証のコピー

6. 申請手数料および放射線治療品質管理士講習会の振込を証明するもの (但ご利用明細、払込票などのコピー、キャプチャー画面等、電子決済では不要)

#### D. 資格更新

放射線治療品質管理士の資格の有効期間は3年とし、以下の実績を添えて更新手続きをしなければ更新できない。

1. 認定期間のうち1年以上、品質管理業務を行った施設の所属長または施設長の公印のある証明書
2. 認定期間の毎年度について、各1単位相当の受講を証明するもの\*

\* 認定期間のうち1年については、品質管理機構の主催する講習受講証が必要です。

#### E. 資格の喪失

放射線治療品質管理士は以下の事由により資格を喪失する。

1. 放射線治療品質管理士を辞退したとき
2. 放射線治療品質管理士の申請更新を行わなかったとき
3. 放射線治療品質管理士の更新が認められなかったとき
4. その他、放射線治療品質管理士として適格性を欠くと「放射線治療の品質管理に関する委員会」が認めたとき

#### 第2条 改正

放射線治療品質管理士制度細則の改正は「放射線治療品質管理機構」が行う。

#### 第3条 実施

1. この制度は、平成16年10月20日より施行する。
2. この制度は、令和2年1月11日に改定し、施行する。